

電気需給約款

【高 圧】

(テラスネオでんき)

株式会社テラス

2025 年 7 月 1 日実施

目次

I 総 則

第 1 条 (適 用)	- 3 -
第 2 条 (本約款の変更)	- 3 -
第 3 条 (定 義)	- 4 -
第 4 条 (単位および端数処理)	- 4 -
第 5 条 (法定書面等の交付方法)	- 4 -
第 6 条 (本約款に定めのない特別な事項)	- 4 -

II 契約について

第 7 条 (電気需給契約の申込み)	- 5 -
第 8 条 (遵守事項)	- 5 -
第 9 条 (電気需給契約の成立)	- 5 -
第 10 条 (供給の開始)	- 5 -
第 11 条 (承諾の限界)	- 5 -

III 契約電力および料金

第 12 条 (契約電力)	- 6 -
第 13 条 (料金等)	- 6 -

IV 料金の算定および支払い

第 14 条 (検 針 日)	- 7 -
第 15 条 (料金の適用開始の時期)	- 7 -
第 16 条 (使用電力量の計量)	- 7 -
第 17 条 (料金の算定期間)	- 7 -
第 18 条 (料金その他の支払方法)	- 7 -
第 19 条 (料金の支払義務ならびに支払期日)	- 8 -

V 使用および供給

第 20 条 (適正契約の保持)	- 9 -
第 21 条 (契約超過金等)	- 9 -
第 22 条 (力率の保持)	- 9 -
第 23 条 (託送供給に関する事項)	- 9 -
第 24 条 (供給の停止)	- 10 -
第 25 条 (供給の中止または使用の制限もしくは中止)	- 10 -
第 26 条 (損害賠償の免責)	- 10 -
第 27 条 (設備の賠償)	- 10 -

VI 契約の変更および終了

第 28 条（電気需給契約の変更）	- 10 -
第 29 条（電気需給契約の終了）	- 11 -
第 30 条（供給開始後の電気需給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算） ..	- 11 -
第 31 条（解 約 等）	- 11 -
第 32 条（電気需給契約終了後の債権債務関係）	- 11 -
第 33 条（解約違約金）	- 11 -

VII 工事費の負担

第 34 条（計量器等の取付け）	- 12 -
第 35 条（供給設備の工事費負担金）	- 12 -

VIII その他

第 36 条（反社会的勢力の排除）	- 12 -
第 37 条（管轄裁判所）	- 13 -
第 38 条（本約款の実施期日）	- 13 -

別表.....	- 14 -
---------	--------

I 総 則

第 1 条 (適 用)

この電気需給約款（高圧）（以下「本約款」といいます。）は、株式会社テラス（以下「当社」といいます。）が、当社所定の方法によって申込みをいただいた高圧で電気の供給を受けるお客さま（以下「お客さま」といいます。）に対し、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの標準的な電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

第 2 条 (本約款の変更)

- (1) 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生日を、本約款第 5 条（法定書面等の交付方法）に定める方法によりお客さまに周知することとします。ただし、料金の値上げの場合にあっては、本条第 4 項に定めるところによります。
- (2) 本条第 3 項に定める場合を除き、本約款の変更にともない必要となる、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、お客さまは、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、本約款第 5 条（法定書面等の交付方法）に定める方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、本約款第 5 条（法定書面等の交付方法）に定める方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) 本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明すること、ならびに、契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。また、既に締結されている電気需給契約の更新（料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該電気需給契約の期間の延長のみをする場合）においては、更新前に契約更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すること、ならびに、更新後に当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびにを本約款第 5 条（法定書面等の交付方法）に定める方法によりお知らせすることについてあらかじめ承諾していただきます。
- (4) 当社は、一般送配電事業者の託送料金の改定、電源調達費用の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は、電気需給契約の期間内であっても、次の手順に従い、電気需給契約における新たな基本料金や電力量料金の単価（以下「新たな料金等」といいます。）を定めることができます。
 - イ. 当社は、事前に新たな料金等およびその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）を本約款第 5 条（法定書面等の交付方法）に定める方法によりお客さまに通知します。
 - ロ. お客さまは、新たな料金等を承諾しない場合は、本適用開始日の15 日前までに、当社に対して電気需給契約の終了を通知することで電気需給契約を終了することができます。なお、この場合の電気需給契約の終了日は、本約款第 29 条（電気需給契約の終了）第 4 項に基づくものとします。
 - ハ. 本項 ロ に定める期限までに、お客さまより電気需給契約の終了の通知がない場合は、お客さまは新たな料金等を承諾したものとみなし、本適用開始日の直後の検針日より新たな料金等を適用します。
ただし、本約款第 29 条（電気需給契約の終了）第 4 項第 1 号および第 2 号に基づき電気需給契約が終了する場合で、本適用開始日前に電気需給契約が終了した場合は、この限りではありません。

第 3 条 (定 義)

本約款における用語の定義は、それぞれ次の各項のとおりとします。

- (1) 高 圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (2) 負荷設備
お客さまが使用できる負荷設備をいいます。
- (3) 契約受電設備
契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を 1 次側電圧とする変圧器およびその 2 次側に施設される変圧器をいいます。
- (4) 契約電力
契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。
- (5) 最大需要電力
需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。
- (6) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (7) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。) 第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (8) 更新月
供給開始月の翌月を 1 月目として、12 カ月目を契約更新月 (以下「更新月」といいます。) とします。
契約が更新された場合は、更新月の翌月を 1 月目として、12 カ月目を次回の更新月とし、以後、同様とします。
- (9) 一般送配電事業者
お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。
- (10) 小売電気事業者
一般の需要に応じ電気を供給する事業を営むことについて、電気事業法第 2 条第 2 項に基づき登録を受けた事業者をいいます。

第 4 条 (単位および端数処理)

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次の各号のとおりとします。契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は 1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入とします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入とします。ただし、高圧で供給する場合で、本約款第 12 条第 1 項第 1 号を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット未満となるときは、契約電力を 1 キロワットとします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入とします。
- (3) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入とします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てとします。

第 5 条 (法定書面等の交付方法)

- (1) 当社は、電気事業法その他法令に基づきお客さまに交付する書面、または、当社が発行する請求書等について、原則として、電子メールの送信またはインターネット等の電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により提供を行うものとし、お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。
- (2) 電子メールアドレスのご登録がない、または不備がある等の事情により、(1) の対応が出来ない場合には、郵送により交付します。
- (3) その他の事情により、手渡し等の方法により交付する場合は、(1) (2) の限りにありません。

第 6 条 (本約款に定める無い特別な事項)

本約款に定めのない事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約について

第 7 条（電気需給契約の申込み）

- (1) お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合、当社は、電気事業法第 2 条第 13 項に基づき契約締結前の書面交付を行うものとし、お客さまは、あらかじめ本約款および当該書面を承諾のうえ、当社所定の方法により、必要事項を明記のうえ、申込みをするものとします。
- (2) 前項による申込みをするにあたり、契約負荷設備、契約受電設備および契約電力を記載する場合は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、申込みをするものとします。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により提出するものとします。
- (3) 供給設備の工事を要することが見込まれる場合は、供給開始までに長期間を要することがあるため、あらかじめ、その旨を当社に申し出るものとし、供給設備の状況等について一般送配電事業者へ照会したうえで、申込みをするものとします。

第 8 条 (遵守事項)

お客さまは、電気需給契約により当社からの電気の供給を受ける場合は、次の各項の定めを遵守するものとします。

- (1) お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続する場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。
- (2) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従うこと。

第 9 条（電気需給契約の成立）

- (1) 電気需給契約は、本約款第 7 条第 1 項によるお客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立するものとし、当社は、電気需給契約の成立後、電気事業法第 2 条第 14 項に基づき契約締結後の書面交付を行います。
- (2) 電気需給契約の契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までとします。契約期間満了日の 3 か月前までに、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、1 年ごとに同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- (3) お客さまが電気需給契約の申込みに使用する申込書（以下「申込書」といいます。）に当社が契約期間を記載して提示した場合には、前項の規定にかかわらず、その電気需給契約の契約期間は、申込書に記載された契約期間とします。

第 10 条（供給の開始）

- (1) 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給します。
- (2) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給します。

第 11 条 (承諾の限界)

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に終了しているものを含む他の需給契約の料金を、支払期日を経過しても支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

す。

Ⅲ 契約電力および料金

第 12 条 (契約電力)

契約電力は、次の各項によって定めるものとします。

- (1) 契約電力が 500 キロワット未満の場合、各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 か月の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
 - ① 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 か月の期間の各月の契約電力は、その 1 か月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で同一の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。
 - ② 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 か月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 か月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 か月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 か月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値とします。
- (2) 契約電力が 500 キロワット以上の場合、契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、1 年間を通じての最大需要電力に基づき、お客さまと当社との協議によって定めるものとします。
- (3) 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力を前号によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は第 1 項によって定めるものとします。

第 13 条 (料金等)

- (1) 料金は、本約款別表 1 (契約種別と料金単価) にて定める基本料金、電力量料金、本約款別表 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、本約款別表 3 (電源調達調整費) によって算定された電源調達調整費、本約款別表 6 (容量拠出金相当額) によって算定された容量拠出金相当額の合計とします。ただし、沖縄電力エリアにおいては、電源調達調整費の代わりに、燃料費調整額および離島ユニバーサル調整額を適用し、容量拠出金相当額は頂戴いたしません。また、基本料金は、本約款第 13 条第 2 項によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとします。
- (2) 力率割引および割増し
 - ① 力率は、その 1 か月のうち毎日 8 時から 22 時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100 パーセントとします。) とします。
 - ② 力率が 85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しします。なお、まったく電気を使用しないその 1 か月の力率は 85 パーセントとみなします。
- (3) 毎月の電気使用量および請求金額については、原則として、当社Web サイト上のお客さま個別のマイページにおいて、お客さまご自身で確認いただきます(無料)。この場合、当社はWebサイト上のお客さま個別のマイページにおいて請求金額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものとします。ただし、お客さまが希望する場合は、別途検針票および請求書を発行、送付します。なお、この場合、事務手数料として、200 円/月(消費税等相当額込)を、毎月の電気料金のお支払い時に合せてお支払いいただきます。

Ⅳ 料金の算定および支払い

第 14 条 (検 針 日)

電気の検針は、受電地点または供給地点ごとに、一般送配電事業者が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針日」といいます。）に行なうものとします。ただし、高压で供給する場合で、本約款第 12 条第 1 項第 2 号によって契約電力を定める場合は、一般送配電事業者が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず毎月 1 日を検針日とします。

第 15 条 (料金の適用開始の時期)

料金は、電気需給契約の成立後に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用します。

第 16 条 (使用電力量の計量)

使用電力量および最大需要電力は、一般送配電事業者が供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により計量する場合、供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量するものとします。

使用電力量等の計量は次のとおり行い、その結果は、毎月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（電力小売供給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者からの当社への通知）があった後、検針日の属する月の翌月にお知らせします。

(1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する記録型計量器によるものとします。

(2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、本約款別表 7（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

第 17 条 (料金の算定期間)

(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間とします。

(2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客さまに電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間とします。

(3) 料金は、電気需給契約ごとに定める料金を適用して算定するものとします。

第 18 条 (料金その他の支払方法)

(1) 料金については毎月、次のいずれかの方法により、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法により支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用（本項 ハ に定める方法により支払いがなされる場合には、事務手数料（250 円（税込））を別途頂戴します。）は、お客さまの負担とします。

イ. お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この場合には、お客さまに当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社が承諾した場合に限ります。

ロ. お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。なお、この場合には、お客さまに当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社が承諾した場合に限ります。

ハ. お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この場合に

は、お客さまに当社が指定した様式によって申し出ていただき、当社が承諾した場合に限りますが、本項 イ または本項 ロ によりご登録いただいた情報に不備があった場合は、お客さまの申し出の有無にかかわらず、本項 ハ に定める方法により支払っていただきます。

(2) お客さまが料金を前項 イ、前項 ロ または前項 ハ により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものとします。

イ. 前項 イ により支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ロ. 前項 ロ により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ハ. 前項 ハ により支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、本条第 1 項にかかわらず、当社が指定した弁護士、または債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、弁護士または債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、本条前項にかかわらず、料金が弁護士、または債権回収会社により指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。

(4) 支払期日までに料金のお支払がなされなかった場合には、

イ. 当社が指定する金融機関等に当社が指定する日までにお振込みいただきます。また、このとき、振込手数料等（請求書発行に係る事務手数料を含みます。）はお客さまのご負担となります。

ロ. 当社は、支払期日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けま

す。

(5) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から本項 イ および 本項 ロ を差し引いた金額に対し、年14.6 パーセントの延滞利息をお客さまに申し受けま

す。

イ. 消費税等相当額より本項 ハ の算式で算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額の合計を差し引いた後の金額

ロ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

ハ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額

＝再生可能エネルギー発電促進賦課金×消費税等の税率/(1+消費税等の税率)

なお、消費税等相当額および本項 ハ の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

(6) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

(7) 支払っていただいた料金、延滞利息は、支払義務の発生した順序で充当します。

第 19 条（料金の支払義務ならびに支払期日）

(1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、検針日とします。ただし、本約款第 16 条第 2 項の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日とします。また、電気需給契約が終了した場合は、終了日とします。

(2) 料金の支払期日は、次のとおりとします。

イ. 本約款第 18 条第 1 項 イ のクレジット会社を通してお支払いの場合は、当該クレジット会社の規定によります。

ロ. 本約款第 18 条第 1 項 ロ の口座振替によるお支払いの場合、支払い義務が発生する日の翌月26 日とします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日に該当する場合には、その翌営業日に料金を支払っていただきます。

ハ. 本約款第 18 条第 1 項 ハ の金融機関等を通じて払い込む場合は、当社指定の期日とします。

V 使用および供給

第 20 条（適正契約の保持）

当社は、お客さまが契約電力を超えて電気を使用される等、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められると判断した場合は、すみやかにお客さまに通知するものとし、お客さまは、当該契約を適正なものに変更するものとします。

第 21 条（契約超過金等）

- (1) 当社は、契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力を超えて電気を使用した場合、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその 1 か月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。なお、契約超過電力とは、その 1 か月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。
- (2) 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用した月の料金の支払期日までに支払うものとします。

第 22 条（力率の保持）

お客さまは、需要場所の負荷の力率を、85 パーセント以上に保持するよう努めるものとします。

第 23 条（託送供給に関する事項）

当社は、電気を供給するにあたっては、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者が維持、運用する供給設備を介して電気を供給するものとし、お客さまは、託送供給等約款に定める以下の各号に定める事項について同意するものとします。

- (1) 一般送配電事業者による需要場所への立入りによる業務の実施
 - 次に定める業務を実施するため、お客さまの承諾を得て一般送配電事業者がお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。
 - ① 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または記録型計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
 - ② 次号に定める（保安等に対するお客さまの協力）により必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
 - ③ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
 - ④ 記録型計量器の検針または計量値の確認
 - ⑤ 本約款第 24 条、本約款第 30 条または本約款第 32 条により必要な処置
 - ⑥ 託送供給等約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
- (2) 保安等に対するお客さまの協力
 - ① お客さまは、次の場合には、すみやかにその旨を一般送配電事業者および当社に通知するものとします。
 - イ. お客さまが、引込線、記録型計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ. お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
 - ② お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者と当社に通知するものとします。なお、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、当該物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者および当社に通知するものとし、これらの場合において、保安上とくに必要があると当社が判断した場合、お客さまは、その内容を変更するものとします。

す。

第 24 条（供給の停止）

お客さまが、次の各号のいずれかに該当する場合、一般送配電事業者は、当該託送供給を停止することがあります。

- (1) お客さまの責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合。
- (2) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失し、一般送配電業者に重大な損害を与えた場合。
- (3) その他、一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項をお客さまが遵守しない場合。

第 25 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）

当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止を求める場合があります。

- (1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合。
- (2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事にやむをえない場合。
- (3) 系統全体の需要が大きく低下し、一般送配電事業者の調整電源による対策の実施にもかかわらず、一般送配電事業者の原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合。
- (4) 非常変災の場合。
- (5) その他電気の需給上または保安上必要がある場合。

第 26 条（損害賠償の免責）

- (1) 当社は、本約款第 25 条によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、その原因が当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 本約款第 24 条によって電気の供給を停止した場合または本約款第 31 条によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が終了した場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

第 27 条（設備の賠償）

お客さまが故意または過失によって、需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客さまはその設備について次の金額を賠償するものとします。

- (1) 修理が可能である場合は、修理費
- (2) 亡失または修理が不可能の場合は、帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

第 28 条（電気需給契約の変更）

- (1) お客さまは、本約款第 9 条第 3 項により、契約期間満了日の 3 か月前までに申し出ることにより、更新後の電気需給契約を変更することができるものとします。その場合、本約款第 7 条乃至第 11 条に定める新たに電気需給契約を希望する場合に準ずるものとします。
- (2) 当社は、法令、条例、規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、燃料費等が高騰した場合、本約款が改定された場合、その他当社が必要と判断した場合には、電気需給契約の変更をすることができるものとします。この場合、当社は、あらかじめ変更内容および変更時期を、相当の期間を定めて書面により通知し、変更時期までにお客さまから別段の意思表示

が無い場合は、当該変更は承諾されたものとします。

第 29 条（電気需給契約の終了）

- (1)お客さまは、電気需給契約に基づき電気の使用を終了しようとする場合、あらかじめその終了期日を定め、終了期日の 3 か月前までに当社所定の方法により通知するものとします。
- (2)当社は、電気需給契約に基づき電気の供給を終了する場合、終了期日の 3 か月前までにお客さまへ通知するものとします。
- (3)当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日に、需給を終了させるための適当な手続きを行なうものとし、お客さまは、必要に応じてこれに協力するものとします。
- (4)電気需給契約は、本約款第 32 条および次の各号に定める場合を除き、お客さまが当社に通知した終了日に終了します。
 - ①当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、当社にて一般送配電事業者へ確認のうえ、電気需給契約の終了日を決定し、当社よりお客さまに通知するものとします。
 - ②当社の責めに帰さない事由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。

第 30 条（供給開始後の電気需給契約の終了または変更にとみなう料金および工事費の精算）

当社は、お客さまが、契約電力を新たに設定、または増加した後、1 年に満たないでこれを終了または減少させる場合で、当社が一般送配電事業者から託送供給等約款に基づき請求を受けた場合は、電気需給契約の終了または変更の日に料金および工事費の清算に係る額を、お客さまから申し受けます。

第 31 条（解約等）

- (1)お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気需給契約の解約をする場合があります。なお、第 1 号乃至第 3 号に該当する場合は、解約の 15 日前までに当社からお客さまに通知するものとします。
 - ①支払期日を経過してもお客さまが料金を支払わない場合。
 - ②支払期日を経過してもお客さまが他の電気需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払わない場合。
 - ③電気需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、工事費負担金その他電気需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合。
 - ④本約款第 24 条によって電気の供給を停止されたお客さまが、一般送配電事業者が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合。
 - ⑤本約款第 28 条第 2 項により通知された需給契約の変更について、その変更内容に対して承諾されない場合。
- (2)お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、何ら催告を要することなく、電気需給契約を解除するものとします。
 - ①破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て、または解散の決議を行なった場合。
 - ②仮差押え、仮処分申立てを受けた場合。
 - ③手形不渡り処分を受けた場合。
 - ④電子交換所による取引停止処分を受けた場合。

第 32 条（電気需給契約終了後の債権債務関係）

電気需給契約の契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっては終了しないものとします。

第 33 条（解約違約金）

更新月およびその翌月以外でお客様の都合により電気需給契約を解約または終了される場合は、解約月または終了月を含む過去 3 か月分の基本料金の合計額を、解約違約金として申し受けます。電気料金の未払いその他お客様の責めに帰すべき事由により電気需給契約を解約または終了となる場合には、上記の規定にかかわらず、解約月または終了月を含む過去 3 か月分の基本料金の合計額を、解約違約金として申し受けます。

Ⅶ 工事費の負担

第 34 条（計量器等の取付け）

- (1) 料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、原則として、一般送配電事業者が選定、所有し、一般送配電事業者の負担で取り付けるものとします。ただし、お客様の希望によって記録型計量器の付属装置を施設する場合または変成器の 2 次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客様の負担により、お客様まで取り付けていただく場合があるものとします。
- (2) お客様の希望によって記録型計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、実費相当額をお客様から申し受けます。

第 35 条（供給設備の工事費負担金）

お客様が契約電力を増加される場合で、これにともない新たに供給設備の工事が必要となる場合、または、契約電力等の増加にともなわず、お客様の希望によって供給地点への一般送配電事業者の供給設備を変更する場合において、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づき工事費の負担を求められたときは、お客様はその負担金を支払うものとします。

Ⅷ その他

第 36 条（反社会的勢力の排除）

- (1) お客様は、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）および以下の各号のいずれか一にでも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) お客様は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 当社は、お客様が本条第 1 項または前項に違反した場合は、お客様が当社に対して負担

する一切の債務につき期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、解除されたお客さまの受けた損害について、一切の賠償の責めを負わないものとします。

第 37 条（管轄裁判所）

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 38 条（本約款の実施期日）

本約款は 2025 年 7 月 1 日より施行するものとします。

別表

1. 契約種別と料金単価

契約種別と料金単価（消費税等相当額込）は、お客さまの需要場所の存する一般送配電事業者の供給区域（以下「エリア」といいます。）によって次のとおりとします。なお、高圧の各種単価の適用範囲は、高圧で電気の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力（付帯電灯を含みます。）を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が50 キロワット以上であり、かつ 2,000 キロワット未満で、当社との協議が調ったものとします。

(1) 北海道電力ネットワークエリア

＜高圧＞

テラスネオ北海道プラス

基本料金	1kWあたり	1,080.00円	
電力量料金	1kWにつき	夏季	15.98円
	1kWにつき	その他季	15.98円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

(2) 東北電力ネットワークエリア

＜高圧＞

テラスネオ東北プラス

基本料金	1kWあたり	1,020.00円	
電力量料金	1kWにつき	夏季	16.02円
	1kWにつき	その他季	16.02円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

(3) 東京電力パワーグリッドエリア

＜高圧＞

テラスネオ東京プラス

基本料金	1kWあたり	900.00円	
電力量料金	1kWにつき	夏季	16.90円
	1kWにつき	その他季	16.90円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

(4) 中部電力パワーグリッドエリア

＜高圧＞

テラスネオ中部プラス

基本料金	1kWあたり	720.00円	
電力量料金	1kWにつき	夏季	15.79円
	1kWにつき	その他季	15.79円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

(5) 北陸電力送配電エリア

＜高圧＞

テラスネオ北陸プラス

基本料金	1kWあたり	960.00円	
電力量料金	1kWにつき	夏季	14.46円
	1kWにつき	その他季	14.46円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

(6) 関西電力送配電エリア

＜高圧＞

テラスネオ関西プラス

基本料金	1kWあたり	900.00円	
電力量料金	1kWにつき	夏季	14.36円
	1kWにつき	その他季	14.36円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

(7) 中国電力ネットワークエリア

＜高圧＞

テラスネオ中国プラス

基本料金	1kWあたり	880.00円	
電力量料金	1kWにつき	夏季	14.57円
	1kWにつき	その他季	14.57円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

(8) 四国電力送配電エリア

＜高圧＞

テラスネオ四国プラス

基本料金	1kWあたり	960.00円	
電力量料金	1kWにつき	夏季	14.46円
	1kWにつき	その他季	14.46円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

(9) 九州電力送配電エリア

＜高圧＞

テラスネオ九州プラス

基本料金	1kWあたり	810.00円	
電力量料金	1kWにつき	夏季	13.87円
	1kWにつき	その他季	13.87円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

(10) 沖縄電力エリア

＜高圧＞

テラスネオ沖縄プラス

基本料金	1kWあたり	1,500.00円	
電力量料金	1kWにつき	夏季	33.00円
	1kWにつき	その他季	33.00円

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いいただきます。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、「再生可能エネルギー特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示」（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

前項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1ヶ月の使用電力量に第1項に定める再生可

能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- ロ. お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりとします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日とします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課は、本項 イ にかかわらず、本項 イ によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (4) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合における第 2 項および第 3 項の検針日は、計量日と読み替えて適用します。

3. 電源調達調整費

- (1) 電源調達調整費の算定 電源調達調整費は、電源調達調整単価に使用電力量を乗じた額とします。なお、電源調達調整単価は、次項の方法により算定するものとし、次項 ハ の場合は、算定された電源調達調整費をその他の料金から差し引くものとし、次項 ニ または次項 ホ の場合は、算定された電源調達調整費をその他の料金に加えるものとします。以下、お客さまの需要場所の存する一般送配電事業者の供給区域を電力エリアといいます。
- (2) 電源調達調整単価 各電力エリアにおける電源調達調整単価は、本項 イ に定めるエリアプライス平均値および本項 ロ に定める託送損失率に基づいて、本項 ハ 乃至 本項 ホ のとおり算出され、本項 ヘ のとおり適用されるものとします。

イ. エリアプライス平均値

エリアプライス平均値とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日から当月末日までの期間に係る、下表に記載する各電力エリアにおけるエリアプライスの平均値に消費税等相当額を加算した値を指し、小数点第 3 位を四捨五入します。

電力エリア	対象となるエリアプライス（税込）
北海道電力ネットワーク	北海道エリア エリアプライス
東北電力ネットワーク	東北エリア エリアプライス
東京電力パワーグリッド	東京エリア エリアプライス
中部電力パワーグリッド	中部エリア エリアプライス
北陸電力送配電	北陸エリア エリアプライス
関西電力送配電	関西エリア エリアプライス
中国電力ネットワーク	中国エリア エリアプライス
四国電力送配電	四国エリア エリアプライス
九州電力送配電	九州エリア エリアプライス

- ロ. 託送損失率 託送損失率とは、各電力エリアで供給を行う一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。なお、各一般送配電事業者の定める託送供給等約款に定める損失率が改定された場合、託送損失率は、それにあわせて変更されるものとします。

ハ. (還元) 電源調達調整単価

各電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 α を下回る場合、電源調達調整単価は、「(還元) 電源調達調整単価」といい、以下の算式のとおりとします。

(還元) 電源調達調整単価 = [(調整基準価格 α - 各電力エリアのエリアプライス平均値) - {各電力エリアのエリアプライス平均値 ÷ (1 - 託送損失率)} - 各電力エリアのエリアプライス平均値]

ニ. (請求) 電源調達調整単価 各電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 β を上回る場合、電源調達調整単価は、「(請求) 電源調達調整単価A」といい、以下の算式のとおりとします。

(請求) 電源調達調整単価A = [(各電力エリアのエリアプライス平均値－調整基準価格 β) + {各電力エリアのエリアプライス平均値÷(1－託送損失率)－各電力エリアのエリアプライス平均値}]

ホ. (請求) 本項 ハ または本項 ニ 以外の場合の電源調達調整単価 各電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 α 以上かつ調整基準価格 β 以下となる場合の電源調達調整単価は、「(請求) 電源調達調整単価B」といい、以下の算式のとおりとします。

(請求) 電源調達調整単価B = {各電力エリアのエリアプライス平均値÷(1－託送損失率)－各電力エリアのエリアプライス平均値}

【調整基準価格表】

調整基準価格 α および調整基準価格 β は次のとおりとします。

電力エリア	調整基準価格 α	調整基準価格 β
北海道電力ネットワーク	9.39円	10.39円
東北電力ネットワーク	9.35円	10.35円
東京電力パワーグリッド	10.42円	11.42円
中部電力パワーグリッド	9.27円	10.27円
北陸電力送配電	7.84円	8.84円
関西電力送配電	7.74円	8.74円
中国電力ネットワーク	7.67円	8.67円
四国電力送配電	7.51円	8.51円
九州電力送配電	7.03円	8.03円

ヘ. 電源調達調整単価の適用 以下に定義する算定期間における各電力エリアのエリアプライス平均値に基づき算出された電源調達調整単価を、以下に定義する適用期間の使用電力量に適用します。

算定期間	適用期間
毎年1月1日から1月末日までの期間	その年の1月の検針日から2月の検針日前日までの期間
毎年2月1日から2月末日までの期間	その年の2月の検針日から3月の検針日前日までの期間
毎年3月1日から3月末日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日前日までの期間
毎年4月1日から4月末日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日前日までの期間
毎年5月1日から5月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日前日までの期間
毎年6月1日から6月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日前日までの期間
毎年7月1日から7月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日前日までの期間
毎年8月1日から8月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日前日までの期間
毎年9月1日から9月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日前日までの期間

毎年10月1日から10月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日前日までの期間
毎年11月1日から11月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日前日までの期間
毎年12月1日から12月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日前日までの期間

4. 燃料費調整額

沖縄電力株式会社が特定小売供給約款別表2で定める内容を適用し、燃料費調整額を算定いたします。

5. 離島ユニバーサルサービス調整額

沖縄電力株式会社が特定小売供給約款別表3で定める内容を適用し、離島ユニバーサルサービス調整額を算定いたします。

6. 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額とは、容量市場の運用開始に伴い、小売電気事業者が負担する容量拠出金に相当する金額のことで、当社が定める容量拠出金相当額単価に、使用電力量を乗じた金額とします。なお、容量拠出金相当額は、2025年度（2025年4月検針日以降）の使用分から適用されるものとし、半年ごとに見直しを行うものとします。単価を見直す場合については、見直した単価を適用するおおよそ1か月前までには単価を決定し、速やかに本別表を更新するものとします。

該当年度	容量拠出金相当額単価 円/kWh（税込）
2025年度（2025年4月～2026年3月）	1.35

7. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定します。ただし、協議の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定します。

イ. 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

ロ. 前3ヶ月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3ヶ月間の使用電力量}}{\text{前3ヶ月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値とします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量による場合

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

- 取替後の計量器によって計量された期間の日数
- (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合
参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量とします。なお、この場合の計量器の取付けは、本約款第 34 条に準ずるものとします。
- (5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量

100 パーセント+ (±誤差率)

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協議します。

イ. お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

8. 日割計算の基本算式

- (1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりとします。

ただし、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

- (2) 電力量料金を日割りする場合は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定します。なお、変更後の料金は、変更のあった日から適用します。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合は、次のとおりとします。

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ として算定します。}$$

- (4) 本別表 8 (日割計算の基本算式) 第 1 項乃至第 3 項によりがたい場合は、これに準じて算定します。なお、力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、本別表 8 (日割計算の基本算式) 第 1 項により日割計算をし、基本料金を算定します。